

# 意見募集「京都府鴨川条例（仮称）に期待すること、望むこと」 への応募意見

## 1 全般に関する意見

未来永劫、京都府民に「親しまれる、暮らしの川」をめざす目標は共通の認識と思われる。「鴨川憲章」のようなシンボリックな指針とともに、どう実効あるものに具体化するか、府民の意識改革と行動啓蒙、行政の実施手段、施策の裏付け(必要な規制と誘導援助など)が大切。その場合、長期的、総合的な視点で、優先する課題の解決に向けて、関係する実施主体(国、府、市、民間団体、ボランティア等)の緊密な協力連携を期待する。

例えば、「清流保全」のため、森林資源・保水力かん養の農林業振興・活用、乱開発の規制、住民の自然環境保全の協力など。

住民協働・府市協調の「鴨川条例」が制定されるとのことで、私たちはとても期待しています。第2回検討委員会で、具体的な条例案を検討されるのですが、いきなり条例案が出てきても私たち住民はとまどってしまいます。

9月8日締切の意見集約が一週間で反映されるのでしょうか。

委員会では、条例案作業部会を作って十分議論して「鴨川条例案」をまとめていただきたいと希っています。ちょっとスケジュールが拙速にすぎるように思います。

## 2 治水に関する意見

中洲が多過ぎるので多雨の際、洪水にならないか不安です。(少々の中洲は野鳥などの生物に必要と思っていますが)

## 3 環境に関する意見

鴨川条例の制定に大きな期待をしている一市民です。鴨川まで徒歩3分、毎日の散歩コースで京都の住民で良かったと思っている所です。

ところが、山幸橋から上流数キロ辺りにトタン塀で囲まれた10ヶ所程ある資材置場と称してのごみの山に心が痛みます。どうしてこんな所に産廃施設が許可されたのでしょうか？土砂の流出、水質汚濁、大気汚染の危惧、そして何より景観阻害。北山杉の美しい景観を取り戻して下さい。

鴨川の汚染につながる施設は移転できないのでしょうか？委員会の検討に期待します。

条例の基本方向の特色、 に記載の項目（編集者注： 歴史と文化を支えた清流の鴨川、 日本有数の憩いの場・観光資源の鴨川）は、まさにその通りであります。

50年前、鴨川畔を通り通学したのですが、当時の中州には雑草も無く、川では友禅流しの洗浄、中州ではそれを乾燥する光景などは、正に京都的な忘れられぬものと記憶に深く留めています。

産業構造なども大きく変わり、望むべくもありませんでしょうが、河川の富栄養化で中州は雑草の宝庫となっています。河川水の浄化を図り虫が生息できるようになれば、憩いの場としての重要性も更に認識されることでしょう。

平成9年改正河川法で「河川環境の整備と保全」が法の目的とされました。河川管理者としての府は、法の裏付けに基づき、より積極的に鴨川の環境保全と回復を図る制度を条例で策定すべきです。

ことに上流では、従来違法焼却を行ってきた産廃施設が河岸に隣接立地し、焼却灰や産廃ガラが埋まっていると思われる土壌やダイオキシン汚染の疑いのある地下水の鴨川への流出があります。長年の埋め立てにより河川流路自体を変えてきている可能性もあります。

河川管理者としての権限で、河川環境に影響のありうる隣接地土壌や流入水の検査、河岸の完全な遮蔽措置などを求めるべきです。

先日、鴨川上流の雲ヶ畑に行き、産業廃棄物処理施設を川べりから見る機会がありましたが、施設が河岸ぎりぎりまでせりだし、廃棄物と思われる物体が河岸に放置されていました。地元の方に聞けば、ダイオキシン流出の疑いも濃厚とのこと。上流にこんな危険なものが放置されているのは、安心して鴨川で遊んだり憩うことはできないと思います。そういった施設について、強力な立ち入り検査を行い、必要な措置を講じさせるような内容を、ぜひ条例に盛り込んでいただきたいです。

京都市北区雲ヶ畑に住んでいます。雲ヶ畑は鴨川の源流域として、昔から水を守り、山を守り、自然を大切に自然と共に生きてきました。

ところが、現在源流域の荒れ様はひどいものがあります。第一に、長年、大規模な野焼きをやり、その後、平成10年から稼働している産廃の施設を撤去してください。土壌にダイオキシンがしみ込み、川に流れ込み、汚染しています。鴨川の上流がこのような現状のまま放置されることはゆゆしき事態です。上流を自然のままに保全する条例を作ってください。鴨川の源流に、産廃施設やトタンで覆われた資材置場はいりません。

鴨川条例となると、一般に鴨川だけのことのように思われがちだが、先の鴨川流域懇談会の報告にしても、流域とうたいながら本当に流域を含めた鴨川の在り方を充分にとらえていない。鴨川は京都のシンボリックな存在で市民にとっ

て親しみと誇りでもある。

しかし、水質は決して改善されていない。川は水がすべてであり命である。水質は本流だけでなく支流を含め流域全体の小河川、住宅街、源流域の山間部等、徹底的に水質浄化してこそ鴨川は良くなると思う。特に合流式下水はなんとしても改善されないかぎりよくなると確信する。

あらゆる生き物と共生する環境づくりのため、市民の立ち入らない自然そのままの地域をつくる必要がある。

上流域の自然と清流の保全が守られてこそ美しい鴨川であり、大人の責任として子供達に手渡すべきものと考えています。その為に上流域の産廃施設(使用停止・改善命令が出されている。)をはじめ、建設業者のごみ置き場？資材置き場？など、塀に囲まれたところが10箇所あります。第二・第三の産廃施設の心配さえするのです。川沿いは削ったり、埋め立てたりせず、たえず清流が流れる状況を確保して下さい。水質汚濁・景観阻害を上流で食い止められる、保全条例を京都市と協力の上、作成される事を切に望みます。

私は鴨川の上流である北区雲ヶ畑に嫁ぎ住んで30年になります。緑豊かな山々、澄みきった川、朝起きて一番に吸うおいしい空気、夏に飛び交う美しいホタル。都会で育った私にはこの大自然が宝でした。

しかし、今、鴨川の上流に産業廃棄物中間処理施設が建てられ焼却炉の排煙からはダイオキシンも検出されて川も汚染され、まわりの木々も濃い緑から汚れた緑になり、空気も鼻をつく臭いがする。処理施設のまわりは大きな岩を積み重ね地震でもきて生活道路を防ぎはしないか心配です。

市内の人々は何も知らず建物の手前の汚染されている川でバーベキューをしている。1日も早くあのような建物は撤去して美しい川を戻して欲しい。

まだ40年前のこと。加茂川の源流地域 雲ヶ畑では多くの種類の魚が生息していた。林業の盛んなりし頃、多くの林業家達は自然と共に生きてきた。逆らわず、おごらず・・・しかしながら経済成長と機械化の促進によってその形態は保てなくなってきた。自然を守るはずの林業が、今では現状維持どころか破壊しているように思える。

祖父谷川の保安林地域は一面の伐採地そして搬出のために作った簡易作業道が梅雨の大雨によって土砂崩れを起こしている。

林業経営と自然を守ろうとする努力、この相反した行為がひとつになって、またあの頃の森に心を遊ばせて見たい。

平成17年3月から18年3月にかけて行われた鴨川流域懇談会でも、産業廃棄物中間処理施設や資材置き場、土砂の置き場などについて上流地域の保全の声が多くありました。また、今回の検討委員会の資料にも取り上げられています。鴨川条例(仮称)には柵野堰堤より上流域の景観、河川敷ならびに水質などの保全が欠かせません。産業廃棄物中間処理施設の周辺ではダイオキシンによる

大気汚染が明らかになっています。上流域の環境整備、具体的には産業廃棄物中間処理施設などの上流域からの撤去が条例には必要と考えます。

北区雲ヶ畑においてダム計画が白紙になったと安心したところ今度は産業廃棄設備、当初は山林内に穴を掘って作業をしていたが、今では拡張をされ、大きな作業場となった。狭い道路を産廃の車とすれ違うだけでも不愉快だ。鴨川の上流にこのような物が建てられたことに憤りを感じる。周辺住民の同意がなければ、建てられないのにどのようにして建てられたのか不思議だ。既に建てられたものが生かされる条例はお断りだ。既存の設備についてもこの条例で縮小に向けることができるのを期待します。

鴨川を美しく保つために上流に注目していただきたい。柘野から雲ヶ畑までの川縁に産廃処理場が並んでおり、水、土壌、空気を汚染している。また、塀で囲って景観を損ねている状況があります。

京都市のごみ行政にも関わる事でしょうか、何とかありませんか？

川岸30mは保全ゾーンとして、施設は作らないなど規制できる条例にならないでしょうか？

上流の産業廃棄物処理場らしき所が数ヶ所ありますが、水質にも悪影響があります。以前はハイキングしても四季折々大変良かったのですが、景観的にも非常に悪く、また川巾も狭くなっています。石垣を高く積んで(この石垣もだんだん高くなっています)犬を10匹ぐらい飼っていて、非常に感じが悪いです。

どうか、このような施設を禁止してください。

子どもが小さいころ、今から30年前、鴨川には小魚が沢山いて、小さな網ですくったり、釣ったりして遊んでいたものです。ところが、今は孫をつれて鴨川へ入っても、小魚があまりいません。上流の産廃処理施設の影響と考えます。鴨川上流で川を汚すような施設を許可しないで下さい。

私は、鴨川の源流雲ヶ畑に住んでおります。このたび山田知事が条例づくりに取り組まれていることを知り、誠に有難く是非とも実現しますようお願いいたします。

昭和62年ごろより、産廃焼却施設が毎日煙を高々とあげており、ダイオキシンの土壌や、川、空気中への排出を心配し、JA女性部員として、調査を続けて来ました。不安は現実となり基準を超えた排出が確認され焼却を停止しています。川から海へ、そして、魚へ、ダイオキシンは私達の体内へ、そして、将来を背負う生命へと恐ろしい影響を引き継いでゆくこととなります。

京都が本当に環境対策の先頭として、この条例が成立し、日本のみならず世界のお手本となるよう、期待しています。

実効性のある鴨川条例の制定を願います。

鴨川は京都市内の中心部を流れる川として、市街地の中においても美しい自然風景を作り出しているが、実際には、その上流の河岸において、違法焼却を行う産廃施設が複数存在する。市民の憩いの場となっている鴨川の上流にこうした産廃施設が存在するという現実を目をつぶるべきではない。

京都府は、河川管理者として、積極的に鴨川全域の環境を保全し、上記のような事態を解消しなければならないと考える。

#### 「鴨川の中のゴミ」

川の中で一番目に付くゴミは真っ白いレジ袋です。鴨川に直接捨てられたゴミは少しか、大部分は、雨水と共に鴨川公園の外部から流入してきたものと推定されます。鴨川をゴミ・フリーの美しい清流にしていくには、第一に鴨川上流域の小河川や用水・排水溝（開放型）のゴミ対策、第二にゴミの付着・滞留を出来る限り少なくする鴨川の河床（土砂移動・中州・植生）対策、が必要と考えます。このような見地から条例に次の点を期待しています。

名称は「鴨川流域条例」とする。

地球環境の保全推進に貢献する。（地球環境の文言を入れる）

京都からはじまるレジ袋有料化による削減に貢献する。

不特定多数の地域住民との情報共有ができる「ぺたぼーど」システムを導入する。

鴨川独自のデザイナーを育成する。

山紫水明の京都を流れる鴨川の上流に産廃処理施設が堂々と建てられ何の規制もなく営業し、残土・灰・もえかすを川に埋めて川の流れまで変えているのです。私が30年以上前に嫁いできた頃は下流域でも蜚が飛んでいたのに今はいません。ダイオキシンで汚染されているのだと思います。

「雲ヶ畑を流れて鴨川に注ぐ水は御所に行くから」と先祖より大切に守られ、今は私達で廃油からセッケン作りをし、汚さないようにと守っている水を不法な処理施設で汚染されていいはずがありません。条例でこのような違法な施設は一切なくして今後も作れないようにして下さい。

京都市民や多くの観光客が目にする鴨川の姿は、私たち上流に生活する雲ヶ畑の住民が川の清流を守る意識が強いことにより、美しさを保っていたのだと思います。

しかし、今、この清流は「ダイオキシン」により汚染されています。雲ヶ畑街道に異様な姿で建っている産業廃棄物中間処理施設（現在、焼却炉は使用停止です）の調査を行い、違法を許可することなきよう願います。

要望書（平成18年9月4日受付）

あて先：京都府鴨川条例検討委員会座長

要望者：鴨川源流に産廃施設はらない市民の会

環境・ごみ・くらしを考える「地球の環境をよくする会」

- (1) 条例は「鴨川の水の安心・安全」を前提におくこと。
- (2) 鴨川流域がおおむね「山地」と「市街地」に区分できることから、区分ごとに保全する内容を策定すること。
- (3) 区分は柘野堰堤を基準にし、上流域は「山地」を生かし森林の保全と自然景観の保全をはかること。
- (4) 森林の保全に併せ、鴨川に隣接する区域で公有地化がはかれるようにすること。
- (5) 鴨川汚染につながる源流域の不法投棄を防止すること。
- (6) 源流域に鴨川水質保全に反する産業廃棄物中間処理施設を立地しないこと。
- (7) 源流域に下水処理施設の整備をすること。

#### 4 景観に関する意見

府民と京都を訪れる人々が共有する鴨川の憩いの場としての雰囲気、歴史的景観、鳥類の保護等を鴨川に現在ある漁業権の行使で損なう事が起こらないよう、制定される条例に盛り込んでいただきたい。

漁協が鴨川に放流した稚アユをカワウの食害から守る目的で、府に届出をして白い荷作り用ビニール紐をジグザグに張り巡らした行為は、景観破壊と同時に、川の私物化である。また、鳥類が姿を見せなくなるとともに、鳥類が紐に引っかかるなどの被害にあう危険がある。

私は京都市北区雲ヶ畑に住む21歳の大学生です。雲ヶ畑は鴨川の上流域にあり、私も幼い頃から鴨川でよく水遊びなどをし、水と親しんできました。

しかし、ここ数年の間に街道沿いにある産業廃棄物中間処理施設が徐々に拡大され、今ではまるで巨大な城の如くそびえ立っております。隣接するその施設が鴨川の景観にあまりにも不似合であると前を通るたびに感じております。

「京都の顔」である「鴨川」のそばにあのような施設は不似合であると考えます。何卒「景観」という観点から考えて下さるようお願いいたします。

私の住んでいる所は北区です。鴨川の上流の雲ヶ畑というところですが、この地に生まれ育ち毎日川を見て暮らしてきました。川に沿って雲ヶ畑街道があるのですが、毎日行き来する度に川の流れを目にする事が安らぎになっております。

でも今は残念ながら産廃業者の膨大なる建物で川を見る事ができず、様子が

わからない状態です。とても悲しい事だと思っています。

御園橋～出雲路橋あたりから比叡山、大文字山を望む景色や空の広さはとても好きですが、足許は外来種のオオバコなどが多く、川からは臭いが上ってくるところがあり、がっかりします。

上流域に行くと、囲いがしてある廃棄物処理場が続き興ざめです。川の中は水浄化作用のある珪藻類が少なくなり奇型も出ていたか。三条、四条の景観を守るためにも先ず上流域を美しいものしたい！

すべての廃棄物処理場移転 鴨川に流れ込む川(EX.若狭川など)の浄化 下水道汚水を鴨川に流さない 河川敷にゴミ箱はおかない(ゴミは持ち帰る)

私の住む「志久呂橋」あたりの鴨川では橋の中央に立っても水の流れが見えません。中州に、おい繁った雑草が今を盛りと大きく育ち、わがもの顔に居すわっているからです。良い景観を保全するために、なんとかならないか。なんとかしてほしい。

また、橋の袂毎にトイレがあると散歩している私は、うれしいです。

## 5 利用に関する意見

この「鴨川条例」によって鴨川岸での花火が条例で禁じられると言う話を聞きました。ロケット花火や打ち上げ花火等の危険な花火については、川床が出ている区間などで規制は必要かもしれませんが、手持ちの花火については禁止すべきではないと思います。

鴨川での花火はすでに夏の京都の風物詩にもなっていますし、子供から若者まで多くの市民が楽しんでいるだけではなく、観光で来られた方達も楽しんでおられますし、なにより川原で花火を楽しむ姿はとても情緒のある京都らしい風景です。

よい環境をつくるために条例は必要なかもしれませんが、市民が生活していく上で必要なゆとりや楽しみまでも奪うような条例は必要ないと考えます。

空間環境や水環境は、府市協調で、緑の多い安らぎのある公園が望ましいと思います。委員の方々のご意見には賛成です。特に火は絶対に使うことを禁止する、多摩川のようになってからでは大変です。

条例には罰則を設け府の職員の方々を取り締まりやすくするのもひとつの方法かと思います。